

川越PRパートナー設置要綱

(設置)

第1条 本市の魅力を発信するとともに、観光事業への参加を促し、関係人口を増加させることを目的に、川越PRパートナー（以下「PRパートナー」という。）を設置する。

(役割と活動)

第2条 PRパートナーは、次の各号に掲げる役割を担うものとする。

- (1) SNS等を活用して、本市の魅力を発信する
- (2) 本市のイベントを周知するとともに、積極的に参加し、魅力を発信する
- (3) その他、本市からの協力依頼に基づき情報を発信する

(委嘱)

第3条 PRパートナーは、本市の魅力及び情報を積極的に発信する活動に意欲を持つ個人または団体の中から市長が委嘱する。構成員には、委嘱日現在において、18歳以上の者を含むこと。

(任期)

第4条 PRパートナーの任期は2年とし、再任を妨げない。

(解嘱)

第5条 市長は、PRパートナーが次のいずれかに該当するときは、解嘱することができる。

- (1) PRパートナーとしてふさわしくないと認められる行為があったとき
- (2) PRパートナーが心身等の故障のため活動を行うことができないとき
- (3) PRパートナーから辞任の申出があったとき

(報酬等)

第6条 PRパートナーの報酬は、支給しない。ただし、本市からの依頼による活動のために市長が必要と認める経費については、予算の範囲内で支給することができる。

(庶務)

第7条 PRパートナーに関する庶務は、産業観光部観光課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、PRパートナーに関し必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は、令和8年5月26日から施行する。